

70歳未満の方の高額療養費の自己負担額及び「限度額適用認定証」の適用区分が改正されます

保険医療機関で受診した際の窓口での自己負担額が高額療養費の自己負担額を超えた場合に高額療養費が支給されますが、負担能力に応じた負担を求める観点から健康保険法が一部改正され、平成27年1月診療分から70歳未満の方の高額療養費の算定基準額の所得区分額が細分化されます。（下図参照）

また、高額療養費の算定基準額が改正されることに伴い、限度額適用認定証の適用区分が変更になります。

※70歳以上の方の変更はありません。

改正前

区分	自己負担限度額の計算式…②	適用区分
上位所得者 53万円以上	150,000円 + (医療費 - 500,000円) × 1% 《多数該当 83,400円》	A
一般所得者 上位所得者・低所得者以外	80,100円 + (医療費 - 267,000円) × 1% 《多数該当 44,400円》	B
低所得者 住民税非課税	35,400円 《多数該当 24,600円》	C

改正後 平成27年1月～

区分	自己負担限度額の計算式…②	適用区分
標準報酬月額83万円以上	252,600円 + (医療費 - 842,000円) × 1% 《多数該当 140,100円》	ア
標準報酬月額 53万～79万円	167,400円 + (医療費 - 558,000円) × 1% 《多数該当 93,000円》	イ
標準報酬月額 28万～50万円	80,100円 + (医療費 - 267,000円) × 1% 《多数該当 44,400円》	ウ
標準報酬月額26万円以下	57,600円 《多数該当 44,400円》	エ
低所得者 住民税非課税	35,400円 《多数該当 24,600円》	オ

※多数該当とは … 同一世帯で1年間（直近12ヵ月）の高額療養費の該当回数が3回以上ある場合の4回目以降の額

※当健康保険組合は高額療養費は自動払いとなっており、申請は不要です。

※限度額適用認定証は発行する際、申請が必要となります。

ご不明な点等ございましたら、当健康保険組合にお問い合わせください。
富山県自動車販売店健康保険組合 TEL 076-424-3322